

資料編 2 : 中井町地域公共交通会議設置規約・中井町地域公共交通会議財務規約及び 中井町地域公共交通会議事務局規約

中井町地域公共交通会議設置規約

(目的)

第1条 中井町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進に必要となる事項の協議等を行うために設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を神奈川県足柄上郡中井町比奈窪56番地に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 中井町（以下「町」という。）における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 町が運営する有償輸送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 連携計画及びネットワーク計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 連携計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 連携計画及びネットワーク計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 町民又は公共交通利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 関東運輸局神奈川運輸支局
- (4) 神奈川県の関係行政機関
- (5) 交通事業者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 副町長及び町長が指名する職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長及び監事)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長及び監事は、会長が構成員のうちから指名する。

5 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、この交通会議の会計を監査する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

4 会議の議決は出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、説明及び意見を聞くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(作業部会)

第7条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて交通会議に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、中井町企画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第12条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 交通会議の設立した年度に委嘱又は任命された委員の任期については、第4条第2項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成26年3月31日までとする。

中井町地域公共交通会議委員

区 分	団体・職名等	氏 名
第1号 町民又は公共交通利用者の代表	中井町自治会連合会長	小 林 敏 男
	境地区バス利用対策委員長	桜 井 岑 生
	公募委員	廣 澤 瀧 男
	公募委員	原 礼 子
第2号 学識経験者	東洋大学国際地域学部教授	岡 村 敏 之
第3号 関東運輸局神奈川運輸支局	神奈川運輸支局首席運輸企画専門官	中 澤 延 夫
第4号 県の関係行政機関	神奈川県環境共生都市部交通企画課長	三 枝 薫
	神奈川県県西土木事務所長	河 原 正 幸
	神奈川県松田警察署長	伊 藤 正 道
第5号 交通事業者	(社) 神奈川県バス協会	山 崎 利 通
	神奈川中央交通(株)	三 木 健 明
	神奈川県タクシー協会小田原支部	鈴 木 要
第6号 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会	川 上 一 男
第7号 副町長及び町長の指名する職員	中井町副町長	早 野 茂
	中井町地域支援課長	曾 我 裕 之
	中井町福祉課長	金 子 豊
	中井町まち整備課長	加 藤 幸 一 郎
	中井町教育課長	山 本 清 和
第8号 前各号に掲げる者のほか町長が特に必要と認める者	中井町老人クラブ連合会長	小 清 水 正 臣
	中井町社会福祉協議会長	植 木 年 男
	中井町商工振興会長	加 藤 正 人
	中井町PTA連絡会長	小 宮 邦 俊
	グリーンテクなかい企業連絡協議会長	久 保 田 一 宏
事務局	中井町企画課長	星 野 武 夫
	中井町企画課政策班長	天 野 泰
	中井町企画課政策班	寺 澤 康 隆

中井町地域公共交通会議財務規約

(趣旨)

第1条 この規約は、中井町地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、中井町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務について必要な事項を定める。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、国からの補助金、中井町からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費を歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、その予算書の写しを速やかに中井町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により補正予算が交通会議の承認を得たときにおいて準用する。

(予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 その年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、中井町の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命じることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、中井町の例によるものとする。

2 交通会議出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、その決算書の写しを速やかに中井町長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 負担金	1 負担金	1 負担金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

中井町地域公共交通会議事務局規約

(趣旨)

第1条 この規約は、中井町地域公共交通会議設置規約第9条に規定する中井町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局の組織、運営等について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事務

(職員)

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、中井町企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、中井町企画課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、中井町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、中井町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
中井町地域公共交通会議会長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 中井町 地域公共 交通会議 会長印 </div>	てん書	22 ^ミ リ × 22 ^ミ リ	会長名をもって発する文書	1	事務局長

資料編3：町民意見（パブリックコメント）の概要

「中井町地域公共交通総合連携計画（素案）」について町ホームページや企画課、農村環境改善センター図書室、井ノ口公民館図書室、境コミュニティセンターでの閲覧により公開し、意見募集した。

- 募集期間 平成25年2月4日（月）～2月25日（月）
- 公表方法 閲覧（企画課、農村環境改善センター図書室、井ノ口公民館図書室、境コミュニティセンター）及び町ホームページへの掲載
- 提出方法 郵便、電子メール、FAX、持参のいずれかの方法で企画課へ提出
- 募集件数等 無